

平成21年度第1回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成21年4月30日(木) 午後4時20分から午後5時00分まで				
開催場所	平塚市役所南附属庁舎 2階 E会議室				
出席者	委員	三澤委員、赤塚委員、三浦委員、大山委員			
	特定行政庁	久永まちづくり政策部長、吉野建築指導課長、井上課長代理、金子主査(議案1及び2)			
	事務局他	武井課長代理、寺島主任(議案1及び2) 久永まちづくり政策部長、吉野建築指導課長、井上課長代理、武井課長代理、金子主査、寺島主任(議案3)			
欠席	杉本委員				
開催形態	<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者	なし
会議録署名委員	三澤委員(会長)、赤塚委員				
会議内容	<p>1 開会 事務局から欠席者の報告。</p> <p>「議案3 審査請求について」は、会議の公開に関する指針の規定に基づき、非公開とすることが確認された。</p> <p>2 議事 (1) 議案1 会長及び会長職務代理の互選について 委員の互選により、第13期建築審査会の会長に三澤委員、会長職務代理に赤塚委員が選任された。</p> <p>会議録署名委員は、赤塚委員とすることで了承された。</p> <p>(2) 議案2 建築基準法第43条第1項ただし書許可に係る包括同</p>				

意基準に基づく報告について（1件）

資料に基づき、特定行政庁から当該案件の概要説明があった。

報告案件2-①について

申請建築物である店舗の南側に計画された自動車駐車場（8台）のほか、当該建築物と別棟の申請建築物（倉庫）及び敷地境界線に囲まれた自動車駐車場（3台）が計画されており、これに関して当該自動車駐車場（3台）への進入経路について質疑があった。

これに対し、本件申請地の西側隣接地にも店舗を予定建築物とする建築計画があり、この隣接地と申請地とをあわせて見ると、当該駐車場を双方の敷地の建築物が共同して利用可能な土地利用形態にはなっている旨の説明があった。

これに関連し、自動車駐車場の必要設置台数の規定の有無について質疑があった。

これに対し、本件申請建築物の規模及び用途であるならば、特段規定はない旨の回答があった。

本件申請地南側が法第43条第1項ただし書空地として後退していることに関連し、西側隣接地の前面道路はどのように整備されるのかとの質疑があった。

これに対し、当該隣接地の南側前面道路は、本件申請地と同様に後退し、9.75メートルの幅員が確保される計画である旨の説明があった。なお、当該隣接地の西側に法第42条に規定する道路があるが、この道路に面する敷地の後退は発生せず、当該隣接地は法第43条に規定する接道要件を充たしていることから、法第43条第1項ただし書許可は不要である旨の補足説明があった。

申請地の南側前面道路の幅員を9.5メートル確保する根拠について質疑があった。

これに対し、当該道路は都市計画道路の位置づけはないが、道路管理者による拡幅計画があり、同計画において片側幅員2.5メートルの歩道を整備するにあたり、現道幅員7.25メートルから9.75へと拡幅する計画である旨の回答があった。

以上の質疑をもって、本件は「了承」された。

(3) 議案3 審査請求について

ア 平塚市黒部丘における確認処分の取り消しを求める審査請求（西工区）について

イ 平塚市黒部丘における確認処分の取り消しを求める審査請

求（東工区）について

案件ア及びイは、敷地が隣接し、審査請求人及び処分庁も同一であることから、一括して説明することが了承された。

資料に基づき、事務局から、西工区及び東工区の審査請求に関し、これまでの経過、審査請求の趣旨、建築計画概要、請求理由と弁明の内容及び上申書の趣旨の説明があった。

本件は、次回も引き続き審議を継続することとなった。

3 その他

事務局から、平成21年8月20日に開催される第59回神奈川県特定行政庁建築審査会連絡会の開催案内があった。

次回の開催日程は、5月26日9時30分からに決定した。

事務局から、委員報酬の口座振込みについて事務連絡があった。

4 閉会